| | | |
|---|---|---|
| 中部 | 労働者代表 | 大塩　弘之 |
| | | 野田　穂積 |
| | 使用者代表 | 間渕祥二郎 |
| 近畿 | 労働者代表 | 山脇　和夫 |
| | | 中尾　正樹 |
| | | 高島　克彰 |
| | 使用者代表 | 荒田　賢一 |
| 中国 | 労働者代表 | 曽田　明 |
| | | 宮原　好男 |
| | 使用者代表 | 山本　一登 |
| | | 柳原　光博 |
| 四国 | 使用者代表 | 島内　馨輔 |
| | | 山地　敏美 |
| 九州 | 労働者代表 | 岡崎　和喜 |
| | | 酒井　榮一 |
| | 使用者代表 | 地頭所一見 |

平成26年7月4日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は特定独立行政法人であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成26年８月８日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

**別記様式１**

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の労働者を代表する地方調整委員

| 氏　名 | 年齢 | 現　職 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

**別記様式２**

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体又は特定独立行政法人名

（代表者名）　　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

| 氏　名 | 年齢 | 現　職 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

# 公　告

## 諮　事　項

### 国営歌登中央土地改良事業の廃止の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営歌登中央土地改良事業（農業用用排水）を廃止したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、廃止する旨、廃止の理由その他土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第61条の８の３に掲げる事項（以下「廃止処理計画」という。）を次のとおり縦覧に供する。

なお、この廃止処理計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年７月４日

農林水産大臣　林　　芳正

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営歌登中央土地改良事業廃止処理計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間

平成26年７月７日から平成26年８月４日まで

3　縦覧場所

北海道枝幸郡枝幸町事務所

### 不動産鑑定士に対する懲戒処分公告

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第40条第２項の規定による懲戒処分を行ったので、法第44条の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成26年７月４日

東北地方整備局長　小池　　剛

記

登録番号　氏　　名　　懲戒処分の内容

第3617号　尾形　善美　戒告

### 宅地建物取引業法第65条第２項の規定に基づく監督処分の公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第２項の規定による処分をしたので、同法第70条第１項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年７月４日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　被処分者

⑴　商号　株式会社キンキホーム

⑵　代表者　代表取締役　上田　典史

⑶　主たる事務所　滋賀県大津市馬場二丁目11番15号　植田ビル　１Ｆ・２Ｆ

⑷　免許証番号　国土交通大臣⑷第5874号

⑸　免許年月日　平成26年３月19日

2　処分年月日　平成26年７月１日

3　処分の内容　平成26年７月16日から平成26年７月30日までの間、宅地建物取引業に関する業務の全部について停止を命ずる。

4　適用条項　宅地建物取引業法第65条第２項

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２６年（家）第１３２号**

千葉県銚子市双葉町５番地の５

申立人　銚子信用金庫

本籍茨城県神栖市須田2998番地１、最後の住所茨城県神栖市須田2897番地２、死亡の場所茨城県神栖市、死亡年月日平成22年８月20日、出生の場所茨城県鹿島郡若松村、出生年月日大正15年８月１日、職業不詳

被相続人　亡　菱木　信義

事務所茨城県神栖市大野原４丁目７番11号

鹿島セントラルビル新館５階

相続財産管理人　弁護士　瀧　　智英

水戸家庭裁判所麻生支部